

## 電力改革及び東京電力に関する閣僚会合の開催について

### 1. 設置の趣旨

東京電力福島原子力発電所の事故の収束、原子力発電所の事故の再発防止のための原子力安全対策の見直し、核燃料サイクルを含む原子力システム改革、東京電力による原子力損害の賠償への支援、及び電気事業制度改革等を、政府として一体的に推進する。

### 2. メンバー

座長	内閣官房長官
座長代行	経済産業大臣・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構）
副座長	原発事故の収束及び再発防止担当大臣 国家戦略担当大臣
構成員	財務大臣、文部科学大臣 座長の指名する内閣官房副長官

※ 座長は必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求める。

### 3. 役割

以下の項目についての総合調整、進捗管理 等を行う。

- 東京電力福島原子力発電所の事故の収束
- 原子力発電所事故の再発防止のための原子力安全対策の見直し
- 核燃料サイクルを含む原子力システム改革
- 東京電力による原子力損害賠償への支援
- 電気事業制度改革 等

### 4. 庶務

閣僚会合の庶務は内閣官房において処理する。